

**個人情報保護に関する法律の改正等を伴う  
デジタル社会の形成を図るための関係法律の  
整備に関する法律の成立を受けた  
個人情報保護委員会の今後の取組（案）について**

**令和 3 年 5 月 19 日**

# 1. 国会における審議の経過

- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」は、令和3年2月9日に第204回国会（常会）に提出された。国会における審議を経て、同年5月12日に成立、同月19日に公布。
- 国会審議において、個人情報保護法改正関係については、主として、
  - ①法案提出の背景、②委員会による行政機関等に対する監視、③地方公共団体等への影響、④外国制度との比較、⑤委員会の体制整備 等について、質疑が行われた。

## ○ 衆議院

- 令和3年3月9日（火） 趣旨説明、質疑（本会議）
- 令和3年3月10日（水） 趣旨説明（内閣委員会）
- 令和3年3月12日（金） 質疑（内閣委員会）
- 令和3年3月17日（水） 質疑（内閣委員会）
- 令和3年3月18日（木） 参考人質疑（内閣委員会）
- 令和3年3月19日（金） 質疑（内閣委員会）
- 令和3年3月24日（水） 質疑（内閣委員会総務委員会連合審査会、内閣委員会）
- 令和3年3月31日（水） 質疑（内閣委員会）
- 令和3年4月2日（金） 質疑、討論、採決、附帯決議（内閣委員会）
- 令和3年4月6日（火） 可決（本会議）

## ○ 参議院

- 令和3年4月14日（水） 趣旨説明、質疑（本会議）
- 令和3年4月20日（火） 趣旨説明、質疑（内閣委員会）
- 令和3年4月22日（木） 質疑（内閣委員会）
- 令和3年4月27日（火） 質疑（内閣委員会総務委員会連合審査会、内閣委員会）
- 令和3年5月6日（木） 参考人質疑（内閣委員会）
- 令和3年5月11日（火） 質疑、討論、採決、附帯決議（内閣委員会）
- 令和3年5月12日（水） 可決・法案成立（本会議）

## 2. 国会における附帯決議①（個人情報保護法関係抜粋）

デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対する附帯決議（令和3年4月2日衆議院内閣委員会）（抜粋）

政府は、デジタル改革関連五法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。また、政府は、地方公共団体における運用等についても次の事項の趣旨にのっとり行われるよう、必要な助言を行うこと。

四 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めると及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することに鑑み、個人情報保護委員会の体制強化を図ること。
- 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外とならないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。

## 2. 国会における附帯決議②（個人情報保護法関係抜粋）

デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対する附帯決議（令和3年5月11日参議院内閣委員会）（抜粋）

政府は、デジタル改革関連五法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。また、政府は、地方公共団体における運用等についても次の諸点の趣旨にのっとり行われるよう、必要な助言を行うこと。

四 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めると及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定することができる旨を、地方公共団体に確実に周知するとともに、地方公共団体が条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することにより業務量が増大すると見込まれることに鑑み、その任務を果たすことができるよう、必要な人材の確保を含め体制強化を図ること。また、個人情報保護委員会は、地方公共団体から必要な情報の提供又は技術的な助言を求められた場合には、迅速に対応すること。
- 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外とならないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。

### 3. 改正法の施行後における個人情報保護委員会の役割

- 改正法の施行による委員会の役割の主な変更点は以下のとおり。
  - ✓ 一本化された個人情報保護法についての解釈権限を有する。
  - ✓ 個人情報取扱事業者等に加えて、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについて、一元的に所管し、監視監督権限を有する。
  - ✓ 地方公共団体が条例を定めた場合、その旨及びその内容について届出を受け、公表する。
  - ✓ 地方公共団体からの求めに応じて必要な情報の提供等を行う。
  - ✓ 行政機関の長等に対して個人情報保護法の施行状況について報告を求め、毎年度その概要を公表する。

#### 民間事業者、行政機関、地方公共団体に対する委員会の監視監督の対比<sup>※</sup>

	民間事業者	行政機関	地方公共団体
報告徴収	報告・資料提出の求め	資料提出・説明の求め 〔 現行、総務大臣による 資料提出・説明の求め 〕	資料提出・説明の求め (現行規定なし)
立入検査	立入検査	実地調査 (現行規定なし)	実地調査 (現行規定なし)
指導・助言	指導・助言	指導・助言 (現行、総務大臣による意見の陳述)	指導・助言 (現行規定なし)
勧告・命令	勧告・命令	勧告 (現行規定なし)	勧告 (現行規定なし)

※ 独法等・地方独法については、本資料上は省略している。なお、地方公共団体については、病院及び診療所並びに大学の運営の業務以外を記載。また、行政機関の現行は、非識別加工情報以外を記載。

## 4. 改正法の円滑な施行に向けた取組の方針（案）

- 改正法の円滑な施行に向けて、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進める。
- 影響が大きい主体（原則として民間部門の規律が適用される規律移行法人等、法律による共通ルールが適用される地方公共団体等、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等）を中心として、改正法や政令等の十分な周知を行う。
- 所掌業務の増加に対応した適切な組織体制を検討し、整備する。

### ○ 政令・規則・ガイドライン等の整備

- 説明会や個別の問合せへの対応における意見聴取などを通じ、関係する主体から広く丁寧に御意見を伺いながら、検討を進めることとする。
- ガイドライン等においては、改正法において新設された規定の解釈や想定される事例等を、可能な限り明確に示すこととする。

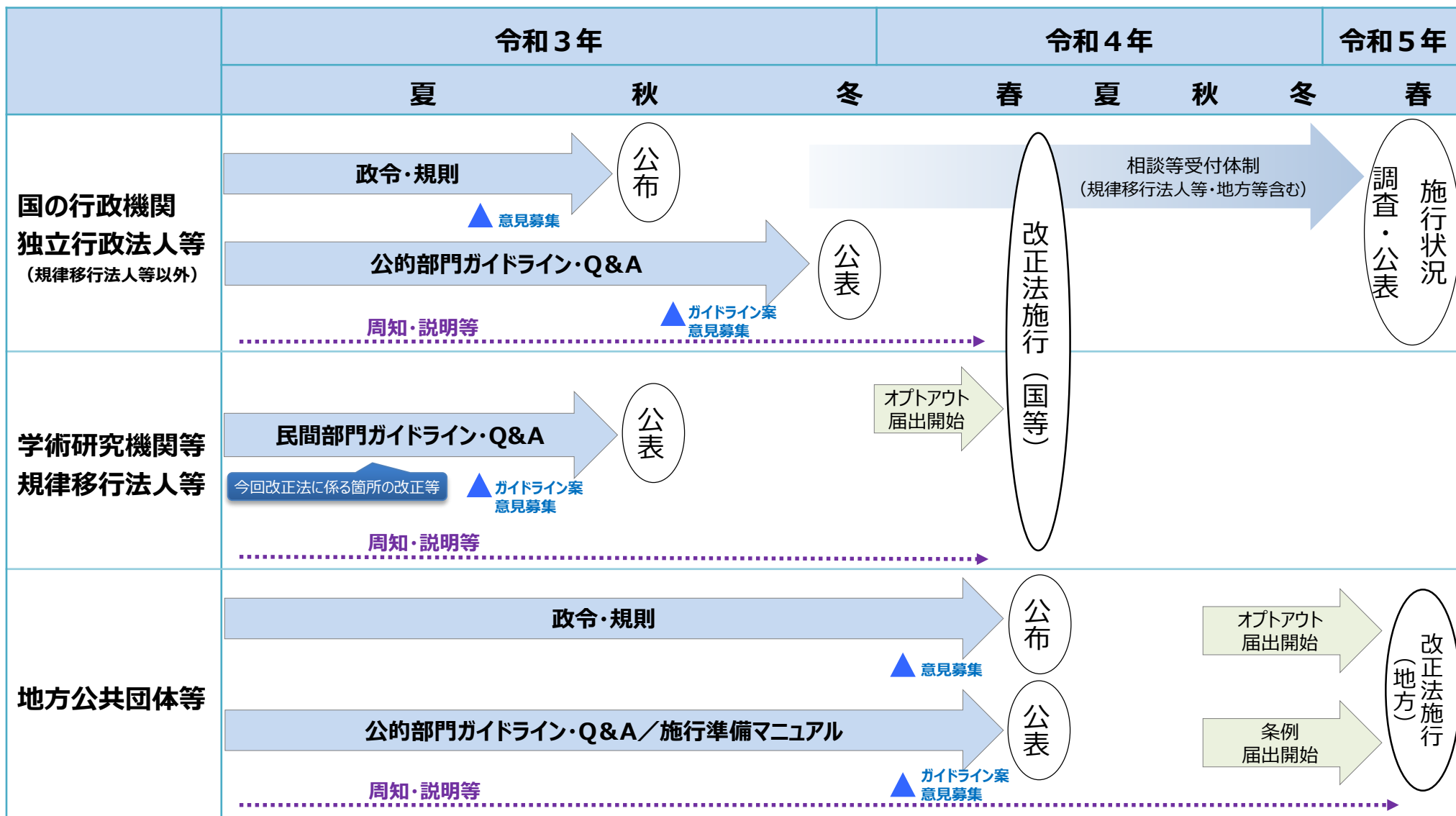
### ○ 改正法や政令等の周知

- 説明会や個別の問合せへの対応等を通じて、改正法、政令・規則・ガイドライン等の周知を図る。
- 地方公共団体における条例改正等の必要性に鑑み、十分な準備期間を確保する。
- 民間部門の規律が適用されることとなる規律移行法人等や、適用除外の精緻化が図られた学術研究機関等について、必要な情報提供等を行う。

### ○ 組織体制の整備

- 行政機関等に対する監視権限の行使、地方公共団体からの求めに応じた情報の提供、総合案内所の整備等、所掌業務の増加に対応すべく、適切な人員・組織体制を検討し、整備する。
- 改正法の全面施行に先立ち、これまでの民間事業者や個人に加えて、地方公共団体を含む行政機関等からの問合せにも一元的に対応する相談体制を構築し、制度の円滑な移行を支援する。

# 5. 改正法の施行準備スケジュール（案）



※ このほか、個人情報の保護に関する基本方針についての改正も予定。また、令和2年改正法が令和4年4月に施行予定。

※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。